

ふるさと納税

(都道府県・市区町村に対する寄附)について

・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

平成 27 年度税制改正において、確定申告や住民税申告(以下、確定申告等)が不要な給与所得者等が都道府県・市区町村に対し寄附(以下、ふるさと納税)を行った場合、平成 27 年 4 月 1 日以降に行った分については所得税の確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。適用を受けるためには寄附先の自治体に申告特例申請書を提出する必要があります。なお、申告特例申請書を提出しても、確定申告等をした場合など、ワンストップ特例制度の適用が受けられない場合(※)があります。その場合には、ふるさと納税に関する申告を忘れないようご注意ください。

また、ワンストップ特例制度が適用される場合、所得税からの控除は発生しませんが、ふるさと納税を行った翌年の住民税から所得税控除分相当額も含めて控除が行われます。

(※) ワンストップ特例制度の適用対象とならない主な事例

・確定申告等をしなければならない場合

例えば

- 自営業等で所得がある方
- 給与を 1 か所から受けていて、各種の所得の金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が 20 万円を超える方
- 給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得の金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が 20 万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が 400 万円を超える、または公的年金等の収入金額が 400 万円以下でもそれ以外の所得金額が 20 万円を超える方
- 給与所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない方(この場合、住民税の申告が必要になります。勤務先の給与担当者にご確認ください。)

※上記例以外でも、確定申告等をしなければならない場合があります。詳細は国税庁HPを参照いただくか、もしくはお近くの税務署にお問い合わせください。

・確定申告等を行う場合

例えば

- 医療費控除などの各種所得控除や住宅借入金等特別税額控除を受けるために、確定申告等を行う方
- 平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間にふるさと納税を行い、それについて寄付金控除を受けるために、確定申告等を行う方

※上記例以外でも、確定申告等を行う場合においては、ワンストップ特例制度の対象外となります。したがって、1年間に行ったふるさと納税すべてについて寄附金控除の申告をしていただく必要があります。

- ・ **申告特例申請書を提出した寄附先の自治体の数が5を超える場合**
(5を超えた寄附先分から対象外になるのではなく、全ての寄附先分が対象外となります。)
- ・ **各寄附先の自治体に申告特例申請書を提出していない場合**
- ・ **転居等により、提出済みの申告特例申請書に記載した内容に変更のあった場合で、翌年1月10日までに変更届出書を各寄附先の自治体に提出していない場合**

・ 特別税額控除の適用限度額の拡充

平成27年度税制改正において、ふるさと納税に係る寄附金控除については、基本控除額に加算される特例控除額の上限を個人住民税の所得割額（調整控除後の所得割額）の1割から2割に拡充することとされました。

	課税年度(※)	特例控除額の上限
改正前	平成21年度～平成27年度	所得割額の1割
改正後	平成28年度～	所得割額の2割

(※)住民税は1月1日時点で住所を有する市区町村において、その年の6月から翌年5月の1年間 (=課税年度)、前年の1月1日から12月31日までの所得に対し課税されます。

・ 参考情報

- ・ 総務省ホームページ（ふるさと納税ポータルサイト）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

(税額控除については、[トップページ](#)→[ふるさと納税のしくみ](#)→[税額控除について](#)をご参照ください。)